

産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県前橋市天川大島町三丁目3番地の5

氏 名 小幡解体興業株式会社

代表取締役 貫井雅人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する

群馬県知事

大澤 正明



許可の年月日 平成 26年 12月 28日

許可の有効期限 平成 31年 12月 27日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎（移動式））、中間処理（破碎）、中間処理（選別）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（破碎（移動式））①ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、②がれき類（以上2種類）

中間処理（破碎）①がれき類（以上1種類）

中間処理（選別）①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤金属くず、⑥ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑦がれき類（以上7種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（破碎（移動式））の設置場所

前橋市及び高崎市の区域を除く群馬県内一円（産業廃棄物の発生現場に限る。） 駐
機場所：群馬県渋川市半田字元中島2771番1外3筆

イ 中間処理施設（破碎（移動式））の設置年月日

平成 16年 7月 23日

中間処理施設（破碎（移動式））の許可年月日及び許可番号

平成 16年 6月 24日 群馬県第234-0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(イ) 施設の種類 破碎（移動式）

産業廃棄物の種類及び能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [528 t/日]

がれき類 [1,408 t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

移動式のため該当なし

(2) ア 中間処理施設（破碎）の設置場所

群馬県渋川市半田字元中島2766番1、2767番、2768番1、2769番1及び2770番1

イ 中間処理施設（破碎）の設置年月日

平成 20年 2月 8日

中間処理施設（破碎）の許可年月日及び許可番号

平成 20年 1月 23日 群馬県第307 - 0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

がれき類 [1, 120t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県渋川市半田字元中島2766番1、2767番、2768番1、2769番1及び2770番1

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 951㎡ 保管容量 1,898m³

(3) ア 中間処理施設（選別）の設置場所

群馬県渋川市半田字元中島2771番1、2772番1、2773番及び2774番

イ 中間処理施設（選別）の設置年月日

平成 22年 5月 21日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

がれき類 [64m³/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県渋川市半田字元中島2771番1、2772番1、2773番及び2774番

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 147㎡ 保管容量 150.8m³

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成 16年 12月 28日 新規許可

平成 20年 7月 23日 変更許可

平成 21年 12月 28日 更新許可

平成 22年 7月 23日 変更許可

平成 26年 12月 28日 更新許可



5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

